

三鷹市内下水排除基準(ダイオキシン類以外)

令和6年4月1日現在

	特定施設の設置者		特定施設を設置していない者		
	一日当たりの平均的な排出量50m ³ 以上	一日当たりの平均的な排出量50m ³ 未満	一日当たりの平均的な排出量50m ³ 以上	一日当たりの平均的な排出量50m ³ 未満	
有害物質 処理困難物質	カドミウム	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
	シアン	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
	有機燐	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
	鉛	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	六価クロム	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
	砒素	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	総水銀	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下
	アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	ジクロロメタン	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
	四塩化炭素	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	チウラム	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
	シマジン	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
	チオベンカルブ	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
	ベンゼン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	セレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
ほう素及びその化合物	10mg/L以下 [230mg/L以下]	10mg/L以下 [230mg/L以下]	10mg/L以下 [230mg/L以下]	10mg/L以下 [230mg/L以下]	
ふっ素及びその化合物	8mg/L以下 [15mg/L以下]	8mg/L以下 [15mg/L以下]	8mg/L以下 [15mg/L以下]	8mg/L以下 [15mg/L以下]	
1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	
環境項目等 処理可能項目	総クロム	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下
	銅	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下
	亜鉛	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下
	フェノール類	5mg/L以下	5mg/L以下	5mg/L以下	—
	鉄(溶解性)	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	—
	マンガン(溶解性)	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	—
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600mg/L未満 (300mg/L未満)	—	600mg/L未満 (300mg/L未満)	—
	浮遊物質(SS)	600mg/L未満 (300mg/L未満)	—	600mg/L未満 (300mg/L未満)	—
	ノルマルヘキ 鉱油	5mg/L以下	—	5mg/L以下	—
	サン抽出物質 動植物油	30mg/L以下	—	30mg/L以下	—
	窒素	120mg/L未満	—	120mg/L未満	—
	燐	16mg/L未満	—	16mg/L未満	—
	水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満 [5.7を超え8.7未満]	5を超え9未満 [5.7を超え8.7未満]	5を超え9未満 [5.7を超え8.7未満]	5を超え9未満 [5.7を超え8.7未満]
	温度	45°C未満 [40°C未満]	45°C未満 [40°C未満]	45°C未満 [40°C未満]	45°C未満 [40°C未満]
沃素消費量	220mg/L未満	220mg/L未満	220mg/L未満	220mg/L未満	

(備考)

1 ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物に係る基準のうち上段は「河川その他の公共用水域を放流先としている公共下水道」に排除する場合、下段は「海域を放流先としている公共下水道」に排除する場合の基準値です。(事業場の所在地により異なります。)

2 ■ 橙色のマス目で示された項目のうち50m³/日未満の特定施設の設置者に係る総クロム基準は、工場を設置している者又は平成13年4月1日以降に指定作業場を設置した者等に適用し、銅・亜鉛・フェノール類・鉄・マンガンの基準は、昭和47年4月2日以降に工場を設置した者又は平成13年4月1日以降に指定作業場を設置した者等に適用する基準です。工場とは「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第2条第7号に規定するもの、指定作業場とは同条第8号に規定するものです。

3 BOD、SS、pH、温度に係る括弧内の数値は製造業又はガス供給業に適用します。

三鷹市内下水排除基準(ダイオキシン類)

対象者	ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設の設置者
排除基準値	1Lあたり10pg-TEQ以下

公共下水道に流してはならない下水

公共下水道の使用者が排除してはならない下水は、裏面の表に掲げる下水排除基準を超える水質の下水です。それぞれの基準が適用されるかについては下記及び裏面の表を参照してください。

橙色で示された項目	この基準値を超える下水を排除した場合、下水道法により処罰されることがあります。また、この基準値を超える下水を流すおそれのある工場・事業場に対しては下水道法により特定施設の改善を命令したり、特定施設を使うことや公共下水道への下水の排除をやめるように命令することもあります。
水色で示された項目	基準値を超える下水を排除した場合、三鷹市下水道条例によりその水質を改善するよう命令したり、さらには公共下水道への下水の排除を一時停止するように命令することもあります。



裏面に続く

公害防止設備改善資金の利子補給制度

除害施設等の設置にあたって、金融機関から借り入れた資金の利子を補給できる場合があります。詳しくは三鷹市生活環境部環境政策課にお問い合わせください。